

## サステナビリティ情報の開示基準及び保証業務基準(9)

～WGが「中間論点整理」公表、最終取りまとめは本年中目途～

シニア・フェロー(非常勤) 水口 啓子

### (要旨)

- 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(以下、WG)では、これまでに全8回の会合が開催され、これまでの議論を反映した「中間論点整理」が7月17日に公表された。
- WGでは、有価証券報告書におけるサステナビリティ開示基準に準拠した情報開示要求及び当該情報に対する第三者保証制度の導入に関する審議を行ってきた。また、第三者保証に関する専門的な論点については、別途、WGの下に専門グループを設け、本年2月以降に計4回の審議を行ってきた。
- これまでのWGでの議論においては、我が国のサステナビリティ開示基準及び適用開始時期、段階的な適用義務化、経過措置としての二段階開示に加えて、第三者保証制度の導入時期や当初の保証範囲等大きな方向性についてはメンバー間の賛同が得られている。一方で、「サステナビリティ情報の保証の担い手」などの未だ賛同に至らない事項が残されている。これらの事項については、「中間論点整理」において本年中を目途に取りまとめる旨、言及されている。
- 「中間論点整理」では、新たな制度の導入に向けて、企業の予見可能性を高め、準備期間を確保する観点から、公表時点で想定されるロードマップも示されている。また、我が国のSSBJ(サステナビリティ基準委員会)基準を法令上の枠組の中で位置付けた上で、対象企業に対し同基準に基づく有価証券報告書の作成を義務付けるなど、必要な制度的対応に関する検討にも触れている。
- 本稿では、我が国のサステナビリティ情報の開示と保証についての議論の背景にある国際的な動向も踏まえた上で、「中間論点整理」で示された論点について紹介し、こうした論点を踏まえて、現時点で見えている今後の制度策定の道筋にも付言する。

## 1. はじめに

我が国でのサステナビリティ情報関連の法制度化を前に、国内外の諸ステークホルダーを視野に入れた上で、我が国の資本市場の一層の機能発揮のため、国際的な動向を改めて掌握しておくことは重要である。

ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）は、2023年6月に、サステナビリティ関連の情報開示に関する包括的なグローバル・ベースラインとして「全般的な開示要求事項（S1基準）」及び「気候関連開示（S2基準）」を公表した。EUにおいては、2023年1月にCSRD（企業サステナビリティ開示指令）が発効し、企業規模に応じて段階的に、ESRS（欧州サステナビリティ報告基準）に基づく開示が求められている。また、CSRDは、サステナビリティ開示基準に基づく「開示義務」と「第三者保証を受ける義務」の適用開始は同時期としている。CSRDの国内法制化を既に終えた国においては、連結・単体のいずれかの従業員数が500人超の上場会社などである大会社に対して2024会計年度から開示が開始されている。さらに、南米、アジア・オセアニアをはじめとした様々な他法域におけるISSB基準の適用に向けた動きを含め国際動向を踏まえた制度策定は、諸ステークホルダーにとってどのようなサステナビリティ情報関連制度が有用かについて示唆するところがある。

サステナビリティ情報の保証に関しては、質の高いサステナビリティ情報の保証を提供するためのグローバル基準を開発すべきとのニーズの高まりを踏まえ、2024年11月にはIAASB（国際監査・保証基準審議会）からISSA5000（国際サステナビリティ保証基準）が、2025年1月にはIESBA（国際会計士倫理基準審議会）からIESSA（国際サステナビリティ倫理・独立性基準）が、それぞれ公表されている。

投資家などからは、グローバル基準に基づくサステナビリティ保証を期待する複数の声が聞かれている。国際基準を踏まえた上で、サステナビリティ人材を含むリソースに限りがある中で、如何に実効的な制度策定を実現できるか熟考する余地がある。

## 2. 現時点での我が国の「サステナビリティ情報関連制度」のロードマップ

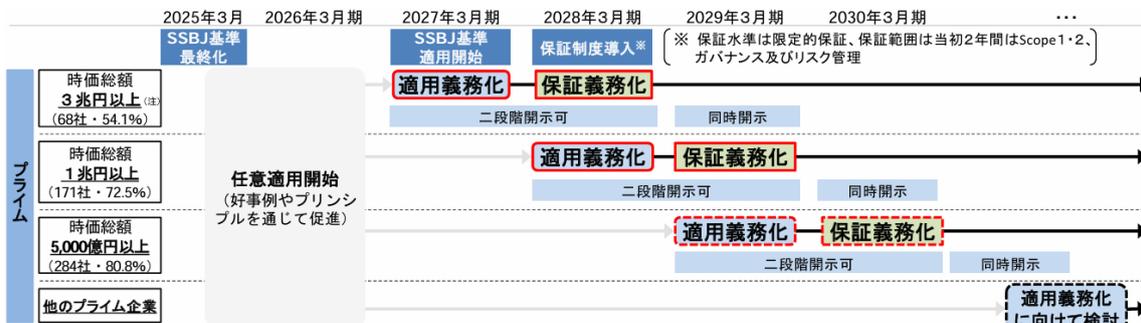
新たな制度の導入に向けて、企業の予見可能性を高め、準備期間を確保する観点から、ロードマップを示すべきであると複数のメンバーからの意見がWGにおいて聞かれていた。こうした意見も踏まえて、「中間論点整理」では現時点におけるWGでの議論を整理したロードマップが提示されている。当該ロードマップにおいては、サステナビリティ情報の開示基準の適用及び保証制度の概要（資料1）に加えて、プライム市場上場企業への段階的な適用義務化、保証の義務化の時間軸イメージ（公表時点）も示している（資料2）。以下、後述するWGの「中間論点整理」のポイントと紐付ける形で資料1及び資料2を参照することは、現時点でのロードマップを俯瞰する際に有用であろう。

## 資料1 サステナビリティ情報の開示基準の適用及び保証制度の概要(7月17日時点)

開示基準の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ グローバルな投資家との建設的な対話を志向する<b>プライム市場上場企業を対象に、時価総額の大きな企業から順次、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付ける。</b></li> <li>□ SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、             <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 時価総額3兆円以上の企業：2027年3月期</li> <li>ii. 時価総額3兆円未満1兆円以上の企業：2028年3月期</li> <li>iii. 時価総額1兆円未満5千億円以上の企業：2029年3月期</li> </ul> <b>からの適用開始を基本とし、iii. の適用時期は、国内外の動向等を注視しつつ、引き続き検討していく。</b>  <small>(注1) 時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討。              (注2) 時価総額の算定方法については、5事業年度末の平均値等を参考としつつ、検討。</small> </li> <li>□ 経過措置としての<b>二段階開示は、適用開始から2年間とする。</b></li> <li>□ <b>有価証券報告書の提出期限の延長</b>については、本WGで<b>引き続き検討</b>していく。</li> </ul>
保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>開示基準の適用開始時期の翌年</b>から保証を義務付け。</li> <li>□ 保証水準は<b>限定的保証</b>(合理的保証への移行の検討は行わない)、保証範囲は<b>当初2年間はScope1・2、ガバナンス及びリスク管理</b>(3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討)とし、<b>保証の担い手</b>は本WGで<b>引き続き検討</b>していく。</li> </ul>

(出所)金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」『中間論点整理』より抜粋

## 資料2 サステナビリティ開示基準の適用及び保証制度の導入に向けたロードマップ(7月17日時点)



(出所)金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」『中間論点整理』より抜粋

### 3. WG で意見が収束した「サステナ保証以外」の論点

複数の論点については WG メンバーの賛同を概ね得ているところであり、既に本連載の発行済みのレポートで触れた内容も含まれるが、WG で意見が収束した論点について、以下で再度確認する。

## 資料3 WGで意見が収束した「サステナ保証以外」の論点

### 我が国のサステナビリティ開示基準及び適用開始時期

- SSBJ基準を金融商品取引法令に取り込み、有価証券報告書においてSSBJ基準に準拠したサステナビリティ情報の開示を義務付け、SSBJ基準の適用を可能な限り早期に開始し、SSBJ基準の適用開始時期を第三者保証の導入の1年前である2027年3月期からとすること。

### 段階的な適用義務化

- SSBJ基準の適用開始時期については「株式時価総額3兆円以上の企業は2027年3月期」、「株式時価総額3兆円未満1兆円以上の企業は2028年3月期」、「株式時価総額1兆円未満5,000億円以上の企業は2029年3月期」を基本とすること。
- 第三者保証の導入時期は、それぞれ、SSBJ基準の適用開始時期の翌期からとすること。
- 一方で株式時価総額5,000億円未満のプライム市場上場企業へのSSBJ基準の適用と第三者保証の導入については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて今後検討し、数年後を目途に結論を出すこと。

### 経過措置としての二段階開示

- 既に制度上で定められている記載事項（2023年3月期から有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取引」や「従業員の状況」の項目）においてサステナビリティ情報の開示は一段階目の有価証券報告書において引き続き開示することで、二段階目の訂正報告書においてSSBJ基準に基づく情報開示を一括して行うこと。
- SSBJ基準の適用開始年度及びその翌年の第三者保証の導入初年度の2年間は、新たな制度に対応するための準備期間と捉え、二段階開示の適用期間を当該2年間とすること。

### 有価証券報告書の提出期限の延長

- 企業の情報開示が遅れることを懸念する意見に加えて、国内外の実情も踏まえつつ、有価証券報告書の提出期限の延長について引き続き検討し、本年中を目途にWGで結論を出すこと。

### 海外でサステナビリティ情報の開示をした場合の我が国における情報開示

- 海外でサステナビリティ情報の開示をした場合の臨時報告書の提出義務者は、有価証券報告書においてSSBJ基準に準拠した開示を行っていない者とする。
- その開示内容は、海外のサステナビリティ開示基準に基づき連結ベースでの開示を行った旨、開示を行っている場所（ウェブサイトへのURL等）、第三者保証を受けている場合にはその旨、保証業務の提供者の名称を開示すること。

### SSBJ基準の適用状況等の開示

- 投資者の理解の向上に資するよう、有価証券報告書において、SSBJ基準と経過措置の適用状況や第三者保証の実施状況といった、各企業のステータスの開示を求めること。

### 見積り情報の訂正の可否の考え方

- 概算値の確定値が有価証券報告書の提出後に判明したことは訂正事由とはならないこと。
- 事業環境の大幅な変化があった場合など概算値と確定値との差が大きくなるような場合には、これを自主的に開示できるような枠組を視野に入れるなど半期報告書等を利用した自主的な開示の枠組を検討すること。
- 正確でない見積り情報は、誤謬に該当し、重要性に応じて、有価証券報告書の訂正報告書が必要であること。

### 開示例の収集・公表

- 引き続き、諸外国における開示例を紹介していくことは、我が国企業がSSBJ基準に基づく開示を行っていく上で具体的な開示のイメージや目線を提供するものとして、極めて有益であること。

### EDINETタクソノミの開発の方向性

- 我が国独自の開示事項については金融庁独自のタクソノミを開発するという方向性であること。

### セーフハーバーの整備

- 金融商品取引法上の損害賠償責任の要件の他国の例との整合性も踏まえた見直しを含め諸意見が聞かれる中、セーフハーバーの内容・適用要件、適用範囲、効果といった各論点について、法律改正も視野に入れて、引き続き検討していくことが望ましいとの方向性が確認されていること。

(出所)筆者作成

## 4. サステナ保証に関する論点の行方

サステナビリティ情報に対する第三者保証を義務付けその信頼性を確保することについては、我が国の資本市場の信頼性を確保し投資家の判断に資する情報の提供が期待されており、サステナビリティ情報に対する第三者による保証制度の策定は避けて通れない。CSRD 等においては、一定の企業に対し、サステナビリティ開示基準に基づく開示とともに第三者保証を受けることも同時期に義務付けている。

第三者保証制度導入の検討に当たっては、保証の範囲、水準、担い手など大きな方向性に関わるものは WG で議論し、専門的な知見が必要な担い手の登録要件、義務・責任、保証基準及び倫理・独立性基準のあり方、自主規制機関の役割などについては、別途設置された専門グループで議論が重ねられてきた。まずは WG で概ね意見が収束した論点を紹介する。

### 資料 4 WG で意見が収束した「サステナ保証」に関する論点

#### 保証の範囲

- 第三者保証制度の適用開始時期から2年間は、有価証券報告書におけるサステナビリティ関連財務開示のうち、Scope1及びScope2のGHG排出量に関する情報、ガバナンス並びにリスク管理に対する第三者保証を義務付けることとし、3年目以降については国際動向等を踏まえ、今後検討すること。

#### 保証の水準

- 企業に過度な負担を課すことなく、第三者保証制度を円滑に導入するためには、保証の水準は限定的保証とし、合理的保証への移行の検討は行わないこと。

#### 保証の担い手

- 第三者保証に係る制度設計を行うに当たっては、（監査法人かISO認証機関かなど）の属性にかかわらず、同一の法規制上の責任等が求められるようにすること。

（出所）筆者作成

なお、保証の義務化についても「中間論点整理」で言及されているが、未だサステナビリティ情報の保証の担い手についての議論の収束は見られていない。有価証券報告書におけるサステナビリティ関連財務開示に対する保証業務の担い手については、その属性にかかわらず、新たな登録制度の下で登録を受けた保証業務実施者とし、その者が必要に応じて、外部専門家を活用するといったイメージが WG で共有された経緯もある。

人材をはじめとしたリソースの制約もある中ではあるが、登録要件、品質管理体制、自主規制機関、検査・監督のあり方など、有価証券報告書におけるサステナビリティ関連財務開示に対する保証業務を実施するに当たって必要な能力や保証制度の全体像を考慮した上で、WG での実効性のある制度策定に向けた意見の収束に大いに期待している。

## 5. 小括

関連する諸民間やグローバルな組織との連携も視野に入れるなど、我が国のリソー

スを最適活用する形で、投資家などの諸ステークホルダーにとって有用な情報の提供が可能となることが期待される。「中間論点整理」ではWGでの取りまとめの期限を本年目途とされた。また、SSBJ基準を法令上の枠組の中で位置付けた上で、適用対象企業に対し同基準に基づく有価証券報告書の作成を義務付けるなどの施策の検討が求められよう。未だ意見が分かれる論点である「保証業務実施者」に関する規律について詳細な議論を行うことを委ねられた専門グループの議論の深化に注目している。サステナビリティ保証を関連諸制度も含めた実効性のある我が国のサステナビリティ情報関連制度策定に向けた意見の収斂に期待したいところである。

なお、「スタートアップ等の資金調達ニーズの高まり、非財務情報の開示の拡充等、情報開示を巡る環境変化を踏まえ、投資判断に資する企業情報の開示のあり方やその実現に向けた環境整備について幅広く検討を行うこと」が金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」（以下、ディスクロージャーWG）に諮問され、第1回会合が8月26日に開催されている。

本連載の次回以降においては、最終取りまとめを目指す「サステナビリティ関連のWG・専門グループ」での議論を引き続き紹介することに加えて、金融審議会「ディスクロージャーWG」での議論についても適宜言及、解説する。

（続く）